

国別情報及びガイダンス

ナイジェリア：女性に対する性別による差別／危害／暴力

第 1.0 版

2015 年 8 月

序文

本書は、特定の種類の保護及び人権申請に対処する上でのガイダンス（指針）を英国内務省（Home Office）の意思決定者に提供する。本書には、申請が、庇護、人道的保護、又は裁量許可（discretionary leave）の付与を正当化する可能性が高いものであるかどうか、また一申請の拒否が生じた場合—その申請が、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第 94 条に基づき「明確に根拠がない」と証明される可能性が高いものであるかどうかという問題についてのガイダンスも含まれている。

意思決定者は、本書で取り上げているガイダンス、入手可能な COI、適用可能な判例法、関連する政策に関する内務省のケースワークガイダンスを含め、事案に固有の事実とすべての関連する証拠を考慮して、個別に申請を検討しなければならない。

国別情報

本書における COI は、（通常）英語で出版された様々な外部情報源を基に編集されている。情報の関連性、信憑性、精度、客観性、通用性、透明性、追跡可能性については考慮されており、また、精度を保証するため、独立系の様々な情報筋で用いられている情報を裏付けるのに必要な手立てが講じられる場合にも常に検討がなされている。本書で引用するすべての情報源については脚注に参照を記載している。COI は、2008 年 4 月発行の『出身国情報（COI）の処理に関する EU（欧州連合）共通ガイドライン』（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）、及び 2012 年 7 月発行の『欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告の方法論』（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）に準拠して調査され、示されている。

フィードバック

本書の目標は、英国内務省が提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することにある。したがって、閲覧者が本書についての意見を寄せたい場合には、電子メールにて連絡されたい。

国別情報に関する独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information)

国別情報に関する独立諮問グループ (IAGCI) は、英国国境庁独立主任検査官 (Independent Chief Inspector of Borders and Immigration) により、内務省の COI 資料の内容について同検査官に提言を行うために、2009 年 3 月に設立された。IAGCI は内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎している。内務省のいかなる資料、手続、又は方針を承認することも、IAGCI の職務には含まれない。

IAGCI の連絡先：

国境庁独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

E メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の業務に関する情報と IAGCI が審査した COI 文書のリストは、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> から閲覧することができる。

目次

ガイドンス

- 1 はじめに
- 2 論点の考察
- 3 方針の要約

国別情報

- 4 女性及び少女ー概説
- 5 女性に対する暴力
- 6 女性に対する暴力への警察の対応
- 7 女性への州以外の援助
- 8 人身売買
- 9 移動の自由

バージョン管理及び連絡先

ガイダンス

更新：2015 年 8 月

1 はじめに

1.1 主張の根拠

1.1.1 国及び／又は国以外の行為者による性別に基づいた迫害又は深刻な危害に対する恐怖。

1.1.2 人の性別も、他のリスクカテゴリーに関連して有力な要因になりうる。したがって、意思決定者は関係カテゴリーについてのその他の関連するナイジェリアの国別情報及びガイダンスも参照しなければならない。庇護申請におけるジェンダー問題についての庇護手順も参照。

1.1.3 本書は家庭内暴力、魔術、及び強制婚や女性器切除（FGM：female genital mutilation）などの伝統的な有害習慣についての国別情報とガイダンスを提供する。人身売買／再売買される恐怖に基づいた申請への対処に関する CIG については、オペレーショナル・ガイダンスノート（Operational Guidance Note）、2013 年 12 月と下の国別情報、人身売買を参照。

[目次に戻る](#)

2 論点の考察

2.1 対象者の説明は信用できるものであるか？

2.1.1 証拠の入手とより一般的な信憑性評価に関する情報については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護手順の第 4 節及び第 5 節を参照。

2.1.2 意思決定者は、各庇護申請が、先立つ英国ビザ又はその他の許可申請があったかどうかを確認するためにチェックされることも確実にしなければならない。ビザに適合する庇護面接に先がけて調査されるべきである。形式の許可に関するもののいずれであったかもチェックしなければならない。ビザに適合する庇護申請は庇護面接に先がけて調査されるべきである。ビザの適合、英国ビザ申請者からの庇護申請に関する庇護手順を参照。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も考慮するべきである。言語分析に関する庇護手順を参照。

2.2 ナイジェリア出身の女性は特定社会集団を構成しているか？

2.2.1 ナイジェリアの女性は、1951 年国連難民条約（UN Refugee Convention）の意味する範囲内で特定社会集団（PSG : particular social group）を形成すると考えられる。このことは、彼女らが変更できない不変の（または先天的な）特徴—ジェンダー—を共有しており、彼女らが、自らの基本的権利の行使における広範囲に及ぶ差別によって証明されるように、社会においてははっきりと識別できる集団を形成しているためである。

2.2.2 ナイジェリアの女性は PSG を形成しているが、そのことで難民として認識されるための事案を立証するのに十分であるということの意味してはいない。各事案において対処されるべき問題は、特定の人物がそのような集団に帰属することにより現実的な迫害の危険に直面するかどうかである。

2.2.3 特定社会集団に関する詳細については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護手順の第 7.6 節を参照。

2.3 ナイジェリアの女性は迫害又は深刻な危害のリスクに晒されているか？

2.3.1 女性は憲法の下で差別から保護されるが、慣習法と、北部の 12 州のシャリーア（Shariah）法を含む宗教法は、実際に女性の権利を制限している。政府は、女性の権利拡大を向上させ、女性にとって有害な差別的習慣を排除する取り組みを行っている。最近の 2015 年対人暴力（禁止）法（Violence against Persons (Prohibition) Act 2015）によって強化された、女性を暴力から保護するための多くの法律規定が存在する。小学校教育における男女同等に向けては進歩が見られた一方で、教育、政治、労働力への参加には依然として大きな格差が残っている。差別的な法律と習慣、女性に対する暴力、性別のステレオタイプは、男女の平等に向けたより大きな前進を阻み続けている。特に未婚の女性は様々な形の差別を受ける。（国別情報、女性及び少女—概説を参照）

強姦

2.3.2 強姦は蔓延している。強姦に関連した社会的圧力と汚名は、通報される強姦の割合と有罪判決に科される刑を低下させている。強姦と性的暴力の告発はめったに捜査されず、強姦と性的暴行で有罪を宣告された者の判決には一貫性がなく、しばしば軽微である。治安機関は、一般的に刑罰を免れながら、強姦や女性と少女に対するその他の形式の暴力に関与している。刑事犯罪で勾留された女性、犯罪容疑者の親族、賄賂を払えない性労働者は、しばしば警察官によって強姦やその他の虐待の標的とされる。キャンプにおいてか又は受け入れ側地域社会においてかどうかにかかわらず、強制移動させられた女性と少女は、性別に基づく暴力のより大きな危険に直面している。

家庭内暴力

2.3.3 考え方に変化が現れ始めているとはいえ、女性に対する家庭内暴力は蔓延し、過小報告されており、しばしば社会的に容認しうると考えられている。2012年と2013年に行われた調査では、女性の約30%がある種の身体的、性的、又は感情面での家庭内暴力を経験していることが示された。比較してみると、国民保健サービス(National Health Service)が提供する統計は、英国女性の25%が一生の間に家庭内暴力の被害者になりうることを示している。

2.3.4 たとえ、家庭内暴力が起訴されることは少なく、その一方で女性は多くの場合、犯罪を警察に通報することや援助を求めることを渋っていても、家庭内暴力についての一般の人々の認識と理解は高まりつつある。情報筋は、警察がしばしば被害者を非難し、被害者に自分で問題を解決するように命じると述べている。2014年には、配偶者による強姦の起訴は1件も報告されなかった(家庭内暴力を参照)。

伝統的な有害習慣

2.3.5 (しばしば未成年の少女の)強制結婚は法律に反しているものの、特に北部のイスラム教徒が多数を占める州ではいまだに行われている。強制結婚の普及率は、文化、宗教、民族、地域性、社会・経済的地位、教育、種族の要因によって変化しうる。強制結婚を拒否した場合、結果として身体的暴力、全面的無視、村八分を受けることがある。(強制結婚を参照)

2.3.6 法律に反し、減少しているとはいえ、女性器切除（FGM）は、ナイジェリア各地で様々な普及率とタイプにおいて、また、民族、宗教、居住地（都会／地方）、州、教育、社会・経済的階級によって行われ続けている。2013 年の UNICEF 報告は、過去 20 年間に思春期の少女における普及率が半分に低下したとはいえ、女性の 27%が FGM を受けていることを認めた。FGM は通常、女兒に対して、本人が説明を受けた上で同意を伝えられるようになる前に行われているが、思春期の少女と成人女性にとっても、この処置を受けるようにとの社会的圧力や拡大家族による圧力を拒絶することは難しいかもしれない。（FGM を参照）

2.3.7 リスク評価に関する詳細については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護手順の第 6 節及び第 7 節を参照。

[目次に戻る](#)

2.4 リスクに晒されている人々は、有効な保護を求めることができるか？

2.4.1 一般に保護の利用可能性に関するガイダンスと情報については、国別情報及びガイダンスナイジェリア：保護と国内再移動の行為者を含む基本情報を参照。

2.4.2 女性に対する暴力に取り組む決定を示し、FGM などの多くの性別による犯罪により厳しい刑罰を与え、女性が資源と保護を求めることをより容易にすることができる 2015 年対人暴力（禁止）法によって強化された、女性を暴力から保護するための多くの法律が存在している。しかし、実際には、法律は有効に実施されないことが多かった。

2.4.3 女性が虐待について過小報告したり、当局に報告するのをためらったりすることが広く見受けられる。これは、警察が、女性に対する暴力を真剣に受け止めて、告発を追及することに意欲的でないと思われているためである。裁判所は家庭内暴力を以前よりも真剣に取り上げるようになってきているが、例えば、家庭内暴力の起訴は少ない。（家庭内暴力と女性に対する暴力への警察の姿勢と対応を参照）

2.4.4 しかし、警察は、性暴力相談センターの設立とジェンダーユニット（Gender Unit）

の再編を含めて、性別に基づいた暴力に対するその対応と姿勢を改めるために他の官庁とともに作業している。女性を支援するために实际的援助と避難所を提供している多くの女性擁護グループもいる。(女性に利用可能な援助を参照)

2.4.5 特に性的暴力と性別に基づいた暴力に関して、女性には保護の申請や取得に男性よりも大きな難題に直面しているが、ナイジェリア当局は、一般に非国家機関からの保護を快く受け止めており、また、提供することができる。各事案は、年齢、社会・経済学的状況、教育、および民族的特性などの要因を考慮して、特定の状況について考慮される必要があろう。国家が保護の提供を望んでおらず、提供できないことを証明することは、当人には重荷である。

2.4.6 国の保護の利用可能性の評価に関する詳細については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護手順の第 8.1 節を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 リスクに晒されている人々は、ナイジェリア国内で再移動することができるか？

2.5.1 ナイジェリア国内での再移動に関するガイダンスと情報については、国別情報及びガイダンスナイジェリア：保護と国内再移動の行為者を含む基本情報を参照。

2.5.2 意思決定者は、特定の人物の個別的状況を十分に考慮して、ケースバイケースで国内再移動の関連性と妥当性を慎重に検討しなければならない。

2.5.3 一般に、宿泊施設にアクセスすることができて、自立することができる、特に独身で養うべき子どものいない女性にとって、再移動は過度に厳しいものではないであろう。
(移動の自由を参照)

2.5.4 国内再移動の考察に関する詳細については、信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護手順の第 8.2 節を参照。

2.6 申請が却下される場合、当該申請は、2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条に基づき「明確に根拠がない」ものとして証明可能であると思われるものか？

2.6.1 ナイジェリアは、男性のみについて、2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条の下で指定国として記載されている。

2.6.2 女性（又は少女）が保護を却下される場合、意思決定者は、申請が却下されるほど明確に実体がないと納得するならば、ケースバイケースの原則によって、申請には明確に根拠がないと保証することを考慮すべきである。

証明に関する詳細については、非猶予上訴に関する庇護手順：2002 年 NIA 法第 94 条に基づく証明を参照。

[目次に戻る](#)

3 方針の要約

3.1.1 女性（又は少女）であることは、それ自体で国際的保護の必要性を確立するものではない。女性は差別に遭遇するかもしれないが、彼女らは一般に、国又は国以外の機関による迫害を受けたり、国際的保護の必要性につながるおそれのある深刻な危害に晒されたりはしない。一部の女性は、性別による迫害や現実の深刻な危害のリスクを示すことができるかもしれないが、このことは女性が置かれる特定の状況に左右されるであろう。

3.1.2 特に性的暴力や性別に基づく暴力の場合、保護の申請と取得において、女性は男性より大きな難題に直面しているが、一般に、女性は国から保護を受けることができるであろう。

3.1.3 女性はナイジェリアのどこにでも移動することができ、国内再移動は女性の個々の状況に応じて適切な選択肢になりうる。

国別情報

更新：2015 年 8 月

4 女性及び少女—概説

4.1.1 経済協力開発機構の社会制度及びジェンダー指数（OECD SIGI : Organisation for Economic Co-operation and Development' s Social Institutions and Gender Index）は、その 2014 年のナイジェリアの国別プロフィールにおいて、女性に関する状況を要約している。

「ナイジェリアは、女性の権利拡大に焦点を当てた国家ジェンダー方針（National Gender Policy）を掲げており、一方で女性に有害な差別的慣行を排除する取り組みも行っている。しかし、ナイジェリアでは教育、経済的権利拡大、政治参加の著しい男女格差が依然として続いている。小学校教育においては男女同等に向けた前進が認められる一方で、賃金と労働力参加には著しい男女格差が存続している。〔世界経済フォーラム（World Economic Forum）の 2014 年世界男女格差指数（Global Gender Gap Index）は、調査対象となった 142 か国の中で英国を 26 位、ナイジェリアを 118 位に査定している。（1 位が最も格差が少ない） 〕

差別的な法律と慣行、女性に対する暴力、ジェンダーのステレオタイプは、男女の平等に向けたより大きな前進を妨げている。ナイジェリアでは特に産婦死亡率が高く、とりわけ農村地域において、女性が質の高い医療を利用することが制限されている。

「ナイジェリアの 1999 年憲法は、性に基づく差別を禁じているが、慣習法と宗教法は女性の権利を制限し続けている。ナイジェリアは連邦共和国であるため、各州は独自の法律を立案する権限を有している。しかし、連邦法又は憲法と矛盾するどのような法律についても、連邦裁判所に異議を申し立てることができる。連邦と民法・慣習法・宗教法の三分制との組み合わせは、立法を調和させて、差別的手段を排除することを非常に難しくしている。さらに、イスラム教徒だけが独占的かつ限定的にイスラム裁判所を利用できるわけではないが、北部にある一部の州はイスラム（シャリーア）法に従っている。イスラム法と慣習法への固執は、移動、結婚、相続の自由に関連するものを含めて、女性に不都合な慣行をなおさら強いものになっている」

「ナイジェリアは 1985 年に女性差別撤廃条約（CEDAW : Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）を批准し、2004 年に選択議定書（Optional Protocol）を批准した。同国は 2005 年に、人および人民の権利に関するアフリカ憲章（African Charter on Human and Peoples）のアフリカ女性の権利についての権利（Rights on the Rights of Women in Africa）の議定書を批准した。

4.1.2 フリーダムハウス（Freedom House）は、その 2014 年世界報告書において、ナイジェリアの女性に関して次のように述べた「政府の役職への言及は前政権を指している」。

「女性の教育を受ける機会は改善し続けており、女性はいくつかの重要な政府の役職に就いている。さらに、女性は下院議会の 360 議席中 24 議席、上院議会の 109 議席中 8 議席を占めている。女性は、2014 年 11 月に国の裁判長を引退した Aloma Mukhtar を含めて、裁判官の中で重要なポストを占めていた。しかし、女性は国の到る所で雇用差別に遭っており、しばしば低い地位に追いやられる。性差別はシャリーア法令によって支配される州で特に問題となっており、これはボコ・ハラム（Boko Haram）の暴動によって悪化している。さらに、一部の民族に属している女性は、慣習法と慣行のせいで、しばしば資産を相続するための平等の権利を許されない。強姦、家庭内暴力、女性器切除、児童結婚に反対する厳格な法律の存在にもかかわらず、これらの違反は報告率と起訴率が低く、依然として蔓延している」。2015 年の選挙により、20 人の女性下院議員が選出され、7 人の女性上院議員が選出された。

4.1.3 2013 年 12 月 16 日に公表された国連総会の普遍的定期審査作業部会報告書（UN General Assembly’ s Report of the Working Group on the Universal Periodic Review）は、「ナイジェリアは、孤児、寡婦などの不利な立場の集団だけでなく女性の権利も守る必要性を心に留めていた。… そのような背景において、ナイジェリアは女性差別撤廃条約（CEDAW）に調印し、批准した」と述べている。

4.1.4 米国国務省、2014 年人権慣行に関する国別報告、ナイジェリア（US State Department, Country Reports on Human Rights Practices 2014, Nigeria）は、「憲法は平等と差別からの自由を定めているが、女性はかなり経済的差別に遭っている。女性を

雇用の特定分野から締め出す法律は存在しないが、女性はしばしば伝統的な宗教上の習慣の下で差別に遭っている…」

「一部の女性は学术界と事業界の両方でかなりの前進を遂げているが、女性は全体として主流から取り残され続けている。女性が土地を所有することを禁止する法律はないが、一部の慣習的な土地賃貸法は、男性だけが土地を所有し、女性は結婚又は家族経由でのみ土地へのアクセスを得られるとしている。多くの慣習的な慣行も、女性が夫の財産を相続する権利を認知しておらず、死亡した夫の事実上すべての財産を彼らの姻戚がすると、多くの寡婦は貧困に陥った」

「シャリーア法が採用されている 12 の州では、シャリーア法と社会的規範が様々な程度に女性に影響を及ぼしている。ザムファラ (Zamfara) 州では、地方政府が交通輸送と医療にイスラム教徒の男性と女性の分離を義務づける法律を施行した。2013 年に、カノ (Kano) 州政府は、公共交通を利用する場合、男性と女性は分離された状態に保たなければならないと宣言する声明を出した」

「女性の証言は、多くの刑事法廷で男性ほど重くは受け取ってもらえない。警察によって勾留された者の保釈のために女性が保証状を手配することを禁止する法律はないが、女性はほとんどの警察拘置施設でそのような保釈の手配を行うことを許されていない」

「NGO は、特に雇用へのアクセス、より高い専門的地位への促進、賃金の平等の点で、民間部門の女性に対して差別が続いていることに懸念を表明している。信憑性の高い報告によると、多くの企業は、「妊娠すれば、クビにする」方針を取っている。… 特に未婚女性はさまざまな形の差別に耐えている。いくつかの州には、女性のために機会均等を義務づける法律がある」

4.1.5 ブリティッシュ・カウンシル (British Council) の 2012 年の報告書、「ナイジェリアのジェンダー：ナイジェリアの少女と女性の生活の改善 (Gender In Nigeria: Improving The Lives Of Girls And Women In Nigeria)」は、ナイジェリアの女性が直面している問題の詳細な概要を伝えている。

5 女性に対する暴力

5.1 法的背景

5.1.1 2014 年の USSD 報告は次のように伝えている。

「国内には性別に基づく暴力を有罪とする法令がなく、一部の連邦法はそのような暴力を許容している。例えば、法律は、視覚、聴覚、又は発話の喪失、顔の毀損、あるいは命にかかわる負傷と定義される「重大な危害」を結果として生じていない限り、夫が妻を懲らしめるために身体に係る手段を用いることを許容する。男性による性的暴力に関する刑罰は、女性に対する同じ違反の刑罰を上回る。… エボニ (Ebonyi)、ジガワ (Jigawa)、クロスリヴァー (Cross River)、そしてラゴス (Lagos) の各州でしか、家庭内暴力法は制定されていない。… 医師が処置を行う場合の医療上の理由を除いて、法律は FGM/C を有罪とする。法律によれば、違反者は、自身を FGM/C のために提供する女性、女性又は少女に FGM/C を受けるよう強制、勧誘、又は説得する者、あるいは、医療上の理由以外の理由で、女性又は少女の性器の一部を除去する手術を実行する者である」

5.1.2 しかし、2015 年 5 月 25 日に、2015 年対人暴力（禁止）法が成立した。同法は、女性（及び男性）に保護を提供する法的措置を拡大及び／又は強化している。同法は、

「… 女性の割礼又は性器切除、家庭からの強制的な追い出し、寡婦に対する有害な慣行を禁じている。同法は配偶者、子ども、その他の扶養家族の扶養停止による放棄、暴行、及び有害な伝統的慣行を禁じている。… [同法は] 弱い立場の者、特に女性と少女に対するあらゆる形の暴力の防止に関する立法上及び法律上の枠組を定めている…」

「同法は、経済的虐待、家族と友人からの強制的隔離及び分離、身体への攻撃、人の自由の剥奪、近親相姦、公然わいせつもととりわけ禁じている。同法は、私的及び公的な生活における暴力を排除し、暴力の被害者に最大限の保護と有効な救済を与え、犯罪者を処罰することも意図している」

5.1.3 この法案の全文は、UNHCR の Refworld のデータベース、

<http://www.refworld.org/docid/556d5eb14.html> から入手することができる。

5.2 シャリーア法

5.2.1 米国国際宗教自由委員会 (USCIRF : United States Commission on International Religious Freedom) 2013 年年次報告書 ― 特定懸念国 : ナイジェリア (Countries of Particular Concern: Nigeria)、2013 年 4 月 30 日発行」は、次のように伝えている。

「1999 年以来、イスラム教徒が多数を占めるナイジェリア北部の 12 州すべてで、刑法においてシャリーア法の解釈が確立されているか、又は確立される予定であると発表されている。… これらの 12 州それぞれが、個人的な立場の問題を越えて、シャリーア犯罪とイスラム教徒のみに対する処罰を含めるために、シャリーア裁判所の司法権を拡大させようと努めている。過去に、そのような処罰には、切断刑、投石刑、又は鞭打ちによる死刑が含まれていた。… これらの州のシャリーア裁判所における公判は、しばしば法律の基準に関する基本的な国際的規則に対して不十分なものであり、被告は上訴の権利を制限され、法定代理権を得る機会を与えられないこともある。女性は特に、妊娠だけが有罪の適正な証拠として用いられる姦通事件の場合に、こうした規定の下で差別に直面する。強姦と性的暴行の告発については、めったに捜査が行われない」

5.2.2 2014 年 3 月 7 日のニュース 24 (News24) の報道は、次のように伝えている。「北部 12 州での 15 年前に遡るシャリーア法司法制度の再導入以来、数十件の切断判決が申し渡されてきた。しかし、実施されたのは 2 件のみであり、残りは主として「手続き上の誤りとシャリーア法の明白な違反」により、上訴において逆転されたと [Umar] Ado [弁護士] は述べた。上訴における放免には、結婚せずに出産した後で、姦通のために死刑を宣告された、少なくとも 4 人の女性の訴訟が含まれている」

5.2.3 米国国務省のナイジェリアに関する 2014 年国別報告は、次のように伝えている。

「シャリーア裁判所は、通常女性と非イスラム教徒の証言を (イスラム教徒の) 男性の証言ほど重くは扱わない。慣習法の下では、女性やその他の集団に属する者も、民事又は刑事訴訟手続において証言を行うことができ、その証言は他の証人の証言と同じ比重で扱わ

れる。一部のシャリーア裁判所の判事は、姦通や密通を証明する際に、男性と女性の被告で異なる証拠要件を許容している。女性の場合、妊娠は一部のシャリーア裁判所で証拠として採用が許される証拠に相当する。反対に、シャリーア裁判所は、男性については自白した場合や犯罪の目撃者による証言がある場合にのみ、有罪を宣告することができる。しかし、シャリーア裁判所は、離婚、親権、扶養手当を勝ち取る事例の増加を含めて、女性に一定の利益も与えている。シャリーア裁判所では、慣習法裁判所の場合よりも、審問の機会がはるかに容易かつ迅速に、また、少ない費用で得られている」

5.3 女性に対する暴力の蔓延

比較する上で、統計によれば、英国人女性が一生の間に家庭内暴力の被害者になりうる割合は 25%であると NHS が示していることは、注目されるべきである。

5.3.1 CLEEN 基金 (CLEEN Foundation) [ナイジェリアの司法部門改革組織] は、2012 年 4 月から 5 月にかけて全国で質問に答えた 11,518 人の回答者による 2012 年度全国犯罪・安全調査 (National Crime and Safety Survey) の調査結果の概略を伝えた。以下の情報は、女性に関する調査から抜粋したものである。

- ・ 回答者の 4 パーセントが強姦／強姦未遂の被害者であると認めた。南南部及び北東部では、被害者率が 5%に上った。強姦がどこで発生したかを尋ねると、被害者の 3 人に 1 人以上 (37%) が自宅で発生したと答えており、34%が家の近所で、26%が学校や職場で、3%がそれ以外の場所で発生したと答えている。

- ・ 質問に答えた回答者の約 3 人に 1 人 (31%) が家庭内暴力の被害者であると認めた。ナイジェリアでは、家庭内暴力の被害者であることを認める回答者が急増していた。この増加が意識のレベルが高まった結果としての報告における相関的現象又は急増なのか、それとも犯罪の実際の増加によるものなのかは、さらなる調査を必要とする。2012 年の調査の結果により、ナイジェリアで発生する犯罪で最も多いトップ 4 の中に家庭内暴力も含まれることが明らかになった。

- ・ 調査の結果により、ほとんどの犯罪が通報されていないことが明らかになった。犯罪の被害に遭った回答者のうち、10 人に 2 人強（21%）しか警察に通報していなかった。

5.3.2 米国国務省のナイジェリアに関する 2014 年国別報告は、次のように伝えている。

「セクシャルハラスメントは、依然としてありふれた問題である。NGO、デルタ・ウィミン（Delta Women）の創設者は、女性の 80 パーセントがセクシャルハラスメントに遭っていると推定した。セクシャルハラスメントを禁止する法令はないが、当局は暴行法令に基づいて暴力的な嫌がらせを起訴することができる。雇用又は大学の成績評価と引き換えに性的同意を要求する慣行は、やはり、よくあることである。一部の地域では、社会的・宗教的理由で女性が嫌がらせを受けている」

5.4 強姦

5.4.1 2015 年 6 月 26 日に公表された米国国務省のナイジェリアに関する 2014 年国別報告は、次のように伝えている。

「法律は強姦を有罪とし、懲役 10 年から終身刑までと 200,000 ナイラ（naira）[640 ポンド] の罰金を定めている。強姦は依然として蔓延している。2013 年に、HIV 治療の推進に取り組む NGO、治療アクセスへのポジティブ・アクション（Positive Action for Treatment Access）は、1,000 人の前思春期及び思春期の未成年者（10 歳から 19 歳まで）を対象とした全国調査について公表し、10 人に 3 人の少女が、最初の性的遭遇が強姦だったと報告していると指摘した」

「強姦に関連する社会的圧力と汚名は、強姦を通報する割合と有罪判決で科される刑罰を低減させる。強姦と性的暴行で有罪宣告された者の判決には一貫性がなく、しばしば軽微である」

5.4.2 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、2015 年 2 月 25 日に公表されたその 2014/15 年の報告において、「刑事犯罪で勾留された女性、犯罪容疑者の女性親族、性労働者及び性労働者であると考えられている女性は、しばしば警察官に

よって強姦その他の性的暴行の標的にされる」と伝えた。さらに、2014 年 9 月の報告では、「アムネスティ・インターナショナルは、ナイジェリアの治安部隊による女性と少女に対する夥しい数の強姦と性的暴行事件を記録してきた。警察による強姦は、ナイジェリアで女性と少女に加えられる拷問の一般的な方法である… アムネスティ・インターナショナルは、「自白」を引き出すために、又は処罰のために、女性の被勾留者が性的暴行を受けたという複数の事例を記録した」と指摘している。

5.4.3 2014 年の OECD SIGI 指数は、「性的暴力をめぐって口をつぐませ、被害者を非難し、汚名を着せる社会的圧力は、ほとんどの女性が性的暴行について通報しない原因になっている。蔓延度についての正確な数値は入手できないが、強姦と性的暴行はナイジェリアの広い範囲に及んでおり、深刻な問題と受け止められる」と指摘する。

5.4.4 国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Centre) は、2014 年 12 月に次のように報告している。「避難民コミュニティにおける性別に基づく暴力 (GBV : gender-based violence) の程度に関するデータはほとんど信頼できない。一つには被害者が汚名を恐れるあまり、多くの出来事が報告されていないことがある。キャンプで暮らす IDP、特に女性と子どもの数は、強制移動の急増と受け入れ側コミュニティの資源の枯渇を受けて、2014 年の間に増大した。女性と少女は強制移動の結果として、キャンプにおいてか受け入れ側コミュニティにおいてかにかかわらず、特に夜間に、GBV のより大きなリスクに晒されている。女性や子どもが家長である家庭は、強制移動の間の不安定によって増大するリスクに直面している。… 2014 年 9 月の評価では、アダマワ (Adamawa) 州ヨラ (Yola) で避難民の子どもを含む脆弱な IDP が、生活を営む必要から生き残るための性行為 (survival sex) への従事を余儀なくされていることが示された。避難民の女性に体罰を行うキャンプの「規律委員会」についても報告されている (OCHA への IDMC のインタビュー、2014 年 10 月)」。

配偶者の強姦に関する情報については、家庭内暴力を参照。

[目次に戻る](#)

5.5 家庭内暴力

5.5.1 ナイジェリアは、イスラム教徒が多数を占める北部と、主にキリスト教徒が住む南部とに分けられる。国の南部と北部で通用する3つの法的原理がある。南部は刑法に基づいて活動する一方、北部は刑法とシャリーア法を適用する。例えば、ナイジェリア北部では、刑法の第55条は、夫が妻に懲罰を加えることを許容しており、刑事訴訟手続というよりも刑罰の哲学に基づいている。女性がいったん結婚したら、どのような条件で嫁ぎ先に嫁いで来ても、女性はそれに耐えることを文化的に期待される。

5.5.2 米国国務省のナイジェリアに関する2014年国別報告は、「家庭内暴力は蔓延し続けており、多くの場合社会的に容認しうると見なされる」と伝えている。この報告は次のように続ける。「法律は配偶者による強姦を独自の犯罪として認知しているが、配偶者による強姦は裁判での証明が困難であり、2014年に起訴は報告されなかった」

5.5.3 D+C 開発・協力 (D+C Development and Cooperation) (ドイツ) が2014年7月4日に発行したジスデイ・ニューズペーパー (Thisday Newspaper) の外国問題／ジェンダー担当上級特派員、Damilola Oyedele によるレポートは、次のように伝えている。

「ナイジェリアでは…多くの女性が、未婚の、又は離婚した女性に付随する烙印のせいで虐待的な結婚に留まることを選択している。警察は助けてくれない。…警察は被害者に、女性が「無作法な振る舞いをし」た時には夫に懲らしめられるのを受け入れなければならないと告げて、家に帰って問題を解決するようにアドバイスすると報告されている」

「…現在、彼らの既婚の娘に対する暴行のケースをより真剣に受け止める家族の数が増えている。国は、最近になって、警察に通報される女性へのDV（家庭内暴力）事件の件数が以前よりも多くなっていると認めている」

「そのような問題の原因を結婚における心霊的又は悪魔的攻撃によるものだとしていた宗教団体は、今ではそうした立場を変えてきている。文化的及び心霊的感性から、そうした団体のほとんどは断固として離婚を勧めないであろうが、「一時的な」離別は提唱するかもしれない。今までのところ、信仰に基づく団体は、離婚した女性に主導権を握るような役割を少しも認めてこなかったが、最近ではこうした女性についての認識が変わりつつある。

モスクと同様に教会も、現在、配偶者と別れなければならなかった女性にカウンセリングと、経済援助すら提供している」

「裁判所も DV の問題をより真剣に取り上げるようになっていく。以前には、予審判事がけんかをしている夫婦に「仲良くしなさい」と助言し、夫婦間に家庭内暴力が生じた場合でさえ、和解の可能性を探っていたものだった」

「こうした姿勢の変化にもかかわらず、家庭内暴力事件の多くはいまだに起訴されていない。殺人事件や身体に重篤な危害が及んだ事件しか裁判所に告訴されないのである。欠陥の多い司法制度のせいで DV は続いている」

「国民議会 (National Assembly) は、これまで、ナイジェリアの法律の中に女性を保護するための国際的な法律の条文や条約を盛り込むことを、その規定の一部が文化的・宗教的信念に反するという理由で拒否してきた」[ただし、上の第 4.1.3 項を参照]

「しかし、ナイジェリア社会の一部はその司法制度よりも先に進んでいる。女性の権利を守るために活動しているナイジェリアの NGO、プロジェクトアラート (Project Alert) の事務局長、Josephine Effah Chukwuma は、家庭内暴力とそのネガティブな結果についての国民一般の認識と理解は増していると語る。『大衆の感化の結果として著しい進歩が実現している』と彼女は主張する。『父親と兄弟は、今や彼らの娘と姉妹のために助けを求めている』」

「Chukwuma は、『沈黙が破られている』ことを強調する。彼女は支援のシステムが以前よりも向上していると言うが、特に政府機関 (警察、病院、裁判所) の側には、明らかにさらなる改善の余地がある。『支援サービスのほとんどは NGO によって与えられる』と彼女は指摘する。その一方で、ナイジェリアで不利な立場にある北部のほとんどの女性は、身体的虐待と性的虐待を含めて、いまだに二流市民として扱われている」

5.5.4 カナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada) は、2014 年 11 月 10 日の回答書、「ナイジェリア： ラゴス (Lagos) 州を含めた家庭内暴力、被害者が

利用可能な法令、リコース（頼みの綱）、州の保護、サービス（2011 年-2014 年 10 月）」において、次のように述べている。

「ナイジェリアの新聞、プレミアムタイムズ（Premium Times）に発表した声明の中で、ナイジェリア国家人権委員会（NHRC : Nigerian National Human Rights Commission）の委員長は、家庭内暴力法が、それを有する州において、『まだまったく不十分にしか施行されていない』（プレミアムタイムズ、2013 年 11 月 25 日）と述べた。調査局（Research Directorate）との電話インタビューにおいて、『貧しくて立場の弱い人権侵害の被害者』に無料で法的援助を提供する弁護士の非政府組織、ナイジェリア法的防御援助プロジェクト（LEDAP : Legal Defence Assistance Project of Nigeria）の代表は、家庭内暴力法令がある州、ラゴス州は『最も組織的』であり、『州レベルの家庭内暴力法が実際に適用されている唯一の州』であると指摘した（2014 年 10 月 16 日）。調査局との電話インタビューにおいて、女性と少女の権利を保護及び促進し、ラゴス州にナイジェリア初の女性用シェルター、ソフィアズ・プレイス（Sophia's Place）を設立した非政府女性の権利組織、プロジェクトアラートの事務局長は、法令は家庭内暴力法のある州では施行されていないと指摘したが、ラゴス州では、いまだ『施行に問題』があるものの、法令が『法廷で用いられている』と述べた（2014 年 10 月 16 日）」

この回答書は、法令及び施行、政府のジェンダー問題に対する鋭敏化、援助請求の報告、警察の対応、司法組織、ラゴス州における保護命令などの州の保護及びリコース、家庭内暴力の頼みとするもの、法律扶助及び NGO の対応、並びにシェルター及びサービスに関する有益な情報を提供する。

[目次に戻る](#)

5.6 女性器切除（FGM）

5.6.1 2015 年対人暴力（禁止）法（第 4.1.3/4 項を参照）は女性の割礼を禁止し、連邦法違反行為としており、以下の罰則が定められている。

「6(2) 女性の割礼又は性器切除を実行するか、もしくは別の者にそのような割礼又は切斷を実行させる者が違反を犯して有罪となった場合、4 年以下の懲役又は 200,000 ナイラ以

下の罰金もしくはその両方に処せられる」

「6(3) 本節の第(2)項に定める違反を犯そうとする者が違反を犯して有罪となった場合、2年以下の懲役又は 100,000 ナイラ以下の罰金もしくはその両方に処せられる」

「6(4) 別の者が本節の第(2)項に定める違反を犯すことを扇動、補助、又は助言する者が違反を犯して有罪となった場合、2年以下の懲役又は 100,000 ナイラ以下の罰金もしくはその両方に処せられる」

5.6.2 2013年7月22日の UNICEF 報告書、「女性器切除／切断：変化の力学の統計的概要及び探究」は、ナイジェリアでは 1990 万人（27%）の少女と女性が FGM を受けたことを示している。

報告書の概要は、29 か国における女性器切除／切断の蔓延と傾向を分析している。報告書は、20 年間にわたる 70 回以上の全国代表調査で得たデータを活用しつつ、ナイジェリアではこの慣行が低下しており、思春期の少女への蔓延度が約半分にまで低下したと認めている。

5.6.3 TC Okeke、USB Anyaehie、及び CCK Ezenyeaku による 2012 年の報告書「ナイジェリアにおける女性器切除の概要（Overview of Female Genital Mutilation in Nigeria）」は、次のように伝えている。

「ナイジェリアでは、FGM は南南部（の成人女性の間）で最も普及しており（77%）、南東部（68%）と南西部（65%）がそれに続くが、北部ではより小規模ながら、逆説的により極端な形で行われる傾向がある。FGM の全国普及率は成人女性の間で 41%である」

「…ヨルバ族（Yoruba）、ハウサ族（Hausa）、フラニ族（Fulani）、イボ族（Ibo）、イジョ族（Ijaw）、カヌリ族の 6 大民族のうち、フラニ族だけがいかなる形式でも行わない」

「ナイジェリアのほとんどの地域で、それは非常に若い年齢の者（未成年者）で実行され

ており、当人の同意の可能性は全くない。タイプ I とタイプ II は、タイプ III とタイプ IV に比べてより広い範囲に及んでおり、有害度がより低い。ナイジェリアでは、南部でタイプ I の切除術がより多く普及しており、北部では極端な形の FGM が流行している。FGM の慣行は宗教と関係がない。イスラム教徒もキリスト教徒もそれを行うが、ナイジェリアのキリスト教徒が支配的な地域でより広く行われている」

「FGM はナイジェリアで蔓延している。複数の社会文化的決定因子が、この回避可能な慣行を支えるものとして識別されている。FGM はいまだに、重大な意思決定者が祖母、母、女性、オピニオンリーダー、男性、及び同世代層であるナイジェリア社会に深く定着している。

この節で参照されている切除術のタイプの概要については、ナイジェリアにおける FGM のタイプ／バリエーションを参照。国内各地における FGM の地域分布についての UNICEF 地図 も参照。

5.6.4 同じ報告書は次のようにも伝えている。

「…少女らは通常、自らの身体についての独立な決定を行う機会を与えられずに、意思確認のための情報を伝えられることもなくこのような慣行を受けている」

「[回答者は] FGM を、部族の伝統的な慣行（われわれの慣習はよい伝統であり、保護されなければならない）と見なしており、純潔と浄化の保存、家族の名誉、衛生、審美的な理由、処女の保護と混乱の防止、社会性的態度の修正（女性がオルガズムに達することに失敗することの予防措置）、夫の性的な喜びの増大、受胎能力の強化、結婚機会の増大のために行われる迷信的な信念であると考えている。その他の理由は、母子が出産の間に死亡するのを防止するため、また、法律上の理由（割礼を施されていない者は財産を相続することができない）のためである」

5.6.5 2010 年 11 月 29 日に発表された医療・医学ジャーナル（Journal of Medicine and Medical Sciences）の『社会文化的決定因子（Socio-Cultural Determinant）』という表題

のセクションにおける記事、「ナイジェリアにおける女性器切除の決定因子についての再考 (A review of determinants of female genital mutilation in Nigeria)」は、「社会文化的決定因子は FGM の主要な決定因子である。それはライフスタイルと行動様式にも影響する。それは彼女らの母親と祖母から伝えられた社会的規範の一部であり、この慣行を絶とうとするいかなる試みも、社会的圧力と隔離のリスクに見舞われるため、多くの人々は FGM を続けている」と述べている。

5.6.6 「ライフスタイルと行動様式の決定因子」という表題の付いたセクションで、この記事は「FGM は通常少女によってなされる選択ではない。決定は、両親、祖父母、保護者、及び少女の最良の利益のために行動すると主張する拡大家族の構成員によって下される」と続いている。

5.6.7 Alfred A. Abiodun、Benjamin A. Oyejola、及び Obalowu Job による 2011 年の論文、「ナイジェリアにおける女性の割礼、普及と態度 (Female Circumcision in Nigeria, Prevalence and Attitudes)」は次のように述べている。「より高齢のコホートと比べて、より若い年齢のコホートでは、この慣行が際立って減少している。教育のレベルが上がるに連れて、女性の割礼の慣行を支える尤度は低下しており、ラジオやテレビなどの通信メディアの恒常的な利用は、ナイジェリアでの女性の割礼の慣行に対して影響力のある要因になっている」

5.6.8 2013 年 4 月のカナダ移民難民委員会の報告は、次のように伝えている。「メディアソースは、割礼がヨルバ族とイボ族によって、少女又は女性の生涯における以下の時機に行われることを示している」

「…幼少時 (同上、CWSI、2013 年 4 月 24 日)、生後数週間から 1 ヶ月など (同上)、結婚時、女性が夫の家に嫁ぐ準備が整った時 (同上、CDHR、2013 年 4 月 25 日)、同じ地域の他の少女が結婚する時と同時 (CWSI、2013 年 4 月 24 日)、妊娠の開始から 7~8 ヶ月目 (同上)」

「2010 年 12 月 7 日に、現代ガーナ(オンラインのガーナのニュースウェブサイト(現代の

ガーナ n. d.))は、FGM がまだ、ナイジェリアと「たぶん、幼年期の間に FGM を免れた女性の 1 人のおとなあたりいくつかの例は、彼女の結婚の前に割礼を施されることを強制されるであろう」におけるそれのいくつかの部分で行われることを報告した。2010 年 12 月 7 日に、オンラインのガーナのニュースウェブサイト (Modern Ghana n. d.)、モダンガーナ (Modern Ghana) は、ナイジェリアの一部では FGM がいまだに行われており、「いくつかの例では、おそらく幼年期に FGM を免れた成人女性が結婚の前に割礼の施術を強制されることもある」と報じた。[...] CWSI [女性研究介入センター (Centre for Women Studies and Intervention)] の代表は、女性は結婚してから数年以内に割礼を施される可能性があると言った (CWSI、2013 年 4 月 24 日)。しかし、代表は、割礼を受けるのは通常「若い」女性であるため、女性が 30 歳を過ぎれば割礼を施されないであろうと述べている (同上) 」

5.6.9 2012 年 12 月の CORI 問題別報告ナイジェリア、ジェンダーと年齢 (Thematic Report Nigeria: Gender and Age) は、データソースを公正に用いてはいるが、普及率及び年齢／タイプ／切除者／社会的差別と汚名／暴力／司法アクセス／支援へのアクセスについての包括的な情報を与えてくれる (67～77 ページ)。

5.6.10 2013 年ナイジェリア人口健康調査 (Nigeria Demographic and Health Survey 2013) は、第 18 章で FGM を取り上げており、さまざまな民族間における普及とバリエーションについての興味深いデータを示している。

5.7 魔術

5.7.1 カナダ移民難民委員会の調査局による 2013 年 4 月 24 日の情報回答書は、次のように伝えている。

「CDHR [人権擁護委員会 (Committee for the Defence of Human Rights)] の代表は、コミュニティでネガティブな事件が発生して女性が非難され、魔女のレッテルを貼られた場合に「魔女のブランド化 (witch branding)」が起きると述べている (2013 年 4 月 25 日)」

「CWSI [女性研究介入センター] の代表は、女性が魔法を使ったとして告発されたならば、その女性は「伝統的儀礼」を実行しなければならないかもしれないが、これは地域と文化

的信念に依存すると指摘した（CWSI、2013 年 4 月 24 日）。代表は、そのような伝統的儀礼がコミュニティに金のような贈与品をもたらすかもしれないと指摘した（同上）。」

「CDHR の代表は、魔術を使ったとして告発された女性が「近親者」又は「親戚」によって殺される場合もあると述べている（CDHR、2013 年 4 月 25 日）。代表は、このような慣行はアクワ・イボン（Akwa Ibom）やクロスリヴァーなどの一部の州に「はびこっている」が、他の州でも同様に行われていると付け加えた（同上）。英国を拠点とする途上国の寡婦の擁護団体（n. d.）、ウィドーズ・フォー・ピース・スルー・デモクラシー（WPD: Widows for Peace through Democracy）のディレクターは、民族を特定せずに次のように述べた。

「WPD は…女性、特に高齢の寡婦の女性は、一部の民族、特に農村地域において、原因不明の死者（例えば HIV と AIDS を背景として）が出た場合、前例のない自然災害が起きた場合、又は収穫が不可解に不足した場合に魔女であると非難されることをよくわかっている。村やコミュニティからの排除、追放又は強制隔離、極端な場合には投石による殺害などが実行されるかもしれない。（WPD、2013 年 4 月 25 日）」

5.7.2 BBC の 2014 年 10 月 20 日のトレンドニュース、「ナイジェリアの「鳥」女の悲劇的なケース」は、焼かれて血を流しながら死んでゆく女性の光景を映し出した。目撃者によれば、彼女はラゴス州の空を飛んでいた黒い鳥で、電線にぶつかって地上に落ちてきて、女性に変身したのだという。同じ目撃者は、彼女は魔女であると白状したと語る。ニュースでは続けて次のように報じられた。

「魔術の告発は、世界の中でもこの地域では依然として日常的なことであり、ロンドン大学東洋アフリカ研究学部（School of Oriental and African Studies in London）の社会人類学者、ハーマイオニー・ハリス（Hermione Harris）は述べている。『われわれが暮らすような世俗的社会では、超自然的な力への信仰を理解することは非常に難しい』。しかし、魔女や魔術師の観念は、ナイジェリアで一般的なペンテコステキリスト教（Pentecostal Christianity）の形式に埋め込まれていると、彼女は説明する」

[目次に戻る](#)

5.8 強制結婚

5.8.1 ナイジェリアには3種類の結婚、すなわち法令結婚、慣習的結婚、及びイスラム結婚がある。ローヤーズ・クロニクル (Lawyers Chronicle) : ナイジェリアの法律における結婚のタイプ (Types of Marriages Under Nigerian Law) は、これらの結婚のそれぞれに深く係る法律と慣習の詳細を示している。

5.8.2 ナイジェリアは、「いかなる結婚も両当事者の自由かつ完全な同意なくして行われないこととする」と記載し、さらに「すべての結婚は書面に記録されて、合法的に認知されるために国内法に従って登録されるものとする」と書いているマプートプロトコル (Maputo Protocol) に調印し、批准した。

5.8.3 カナダ移民難民委員会は、2012年12月9日の回答書において、ナイジェリアの強制結婚―「ナイジェリア：強制結婚の蔓延、特にイスラム教徒とヨルバ族のコミュニティにおける」、州の保護を含む法令に関する情報、女性が強制結婚を拒否する能力について考察している。

報告書は次のように伝えている。「Okeke は、強制結婚を拒否した結果、「全体的無視」や「村八分」などの扱いを受ける可能性がある」と指摘する (2012年10月26日)。女性の権利監視ナイジェリア (Women's Rights Watch Nigeria) プロジェクトのコーディネーターは、強制結婚を拒否することは「被害者にとって危険かもしれない」と述べた (2012年10月18日)。プロジェクト・コーディネーターは、強制結婚における女性の死亡例を挙げた。彼女は始終夫のもとから去ろうとしていたが、それをやめさせようとした夫によって両脚を「切り落とされ」てしまった (女性の権利監視ナイジェリア、2012年10月18日)。Okeke は、強制結婚を免れようとする少女は手を切り落とされてしまうと語る (2012年10月26日)。メディアソースは、少女が強制結婚を免れようとして家族のもとに帰り、その後家族によって夫のもとに戻ることを強制されていると報じている (デイリーチャンピオン (Daily Champion) 2010年7月2日、タイムズ (The Times) 2008年11月28日)。メディアソースは、強制結婚を免れようと試みる少女の夫が、少女に暴行を加えて (デイリーチャンピオン、2010年7月2日) 強姦した (タイムズ、2008年11月28日) と報じている」

5.8.4 米国国務省のナイジェリアに関する 2014 年国別報告は、次のように伝えている。

「法律は結婚の最低年齢を 18 歳と定める。2013 年の NDHS[ナイジェリア人口健康調査]によると、20 歳から 24 歳までの女性の約 43 パーセントが、18 歳になる前に結婚したか、パートナーの関係にあったと報告している。国内で、最低結婚年齢について定めた児童の権利法を採用している州議会の数は半数に満たない。大方の州、特に北部の州はこのような法律を採用しておらず、連邦の公式な結婚最低年齢を支持していない。政府は宗教指導者、族長、サルタンを招き入れてこの問題に取り組み、健康への危害を指摘して、この問題についての彼らの意識を高めた。一部の州は、子どもを早婚から保護するための一助として、教育助成金又は授業料免除を確立するためのプログラムを NGO と共同で推進した。政府は、結婚のための幼い少女の売買をやめさせるための法的処置を講じていない。信憑性の高い報告によると、貧しい家族は家計を補うために、娘を結婚目的で売っているという。婚前交渉に関連した「猥褻さ」を防ぐために、又は他の文化的・宗教的理由から、年齢を問わず、思春期を迎えたばかりの年若な少女を強制的に結婚させる家族もある」

5.8.5 2012 年 12 月の CORI 問題別報告ナイジェリア：ジェンダーと年齢は、児童結婚について詳細に、すなわち早婚／虐待と早婚／社会的差別／州の保護の有効性／司法アクセスに関連する権利の侵害について考察している。

5.8.6 社会制度とジェンダー指数 (Social Institutions and Gender Index)：ナイジェリア（差別的な家族の掟）も有用な概観を与えてくれる。

5.8.7 フリーダムハウス (Freedom House) は、その 2014 年世界報告において、「児童結婚…に対する厳格な法律が存在するにもかかわらず、これらの違反は依然として蔓延しており、通報や起訴の割合は低いままである」と述べている。BBC は、ナイジェリアの上院議員と強制的に結婚させられた、ソコト (Sokoto) 出身の 26 歳の女性について報じている (2010 年 10 月 22 日)。彼女の事件はナイジェリアの高等裁判所に起訴されたが、判事は、この事件はイスラム裁判所が管轄するものであり、憲法に基づいて、連邦裁判所がイスラム裁判所に提出されるべき問題に介入することはできないと述べた (BBC、2010 年 10 月 22 日)。判事は、強制結婚は女性の人権の侵害には当たらないとも指摘して、訴訟を退けた (同

上)。

5.8.8 誘拐、強制結婚、強制改宗、強制募集、性的虐待などのボコ・ハラムによる女性の扱いに関する情報については、国別情報及びガイダンス、ナイジェリア：ボコ・ハラムに対する恐怖を参照。

[目次に戻る](#)

6 女性に対する暴力への警察の対応

6.1.1 米国国務省のナイジェリアに関する 2014 年国別報告は、次のように伝えている。

「警察は多くの場合、家庭内の争いに介入することを断るか、虐待を招いたとして被害者を非難する。農村地域では、裁判所と警察は、夫の虐待を妻が正式に告発しても、告発された虐待のレベルがその地域の慣習的な掟を超えるものでなければ、妻を保護するために介入することを渋る傾向にある」

6.1.2 「ジャズティス・フォー・オール (Justice for All)」は、英国国際開発省 (UK's Department for International Development) が出資するプログラムであり、ブリティッシュ・カウンシルによって運営されている。同プログラムは、ナイジェリアで豊富な経験を積み、ナイジェリアの市民社会と共同で作業した経験に加えて、司法部門と警察部門で強力な実績を残してきたパートナーのコンソーシアムによって実施される。同プログラムは、女性と子どもを含めて、社会の中で貧しく、不利な立場にある人のために人権と正義へのアクセスを向上させることに特に焦点を当てており、連邦、州、地方の各レベルにおけるサービス利用の改善を支援することを目的としている。

6.1.3 同プログラムは、以下のことを目的として、地方の警察署に家族支援ユニット (FSU) / 性暴力相談センター (SARC) を設立している。

- ・ 被害者と警察とのファーストコンタクトを生み出し、管理する。
- ・ 申し立てを首尾よく捜査し、被害者の身体的・精神的福利を保証して、警察のイメージを改善する。

- ・ FSU に配置する職員に専門的な訓練を提供し、家族と性別に基づく暴力についての申し立てに専門的に対応する。

6.1.4 オール・アフリカ (All Africa) は2014年10月13日に、ナイジェリア警察がジェンダーユニット (Gender Unit) を再編したと報じた。

「この措置は、女性と少女に対する暴力を防止するために、警察が増員を行って強化しようとするものであった。声明は、このユニットがとりわけ、ジェンダー関連の問題において、警察官のために計画を立てる上でのしっかりした能力の実現を保証するものであると伝えた。また、この措置がナイジェリア警察のカリキュラムにあらゆるレベルのジェンダー訓練を包摂することを保証するものであり、全国の警察の編成にジェンダー担当官を設置することを見据えたものであるとも伝えられた」

6.1.5 カナダ移民難民委員会は、2014年11月10日に包括的な回答書、「ナイジェリア：ラゴス州を含めた家庭内暴力、被害者が利用可能な法令、リコース、州の保護、サービス (2011年-2014年10月)」を発行した。同書には次のように記されている。

「調査局と一致して、ナイジェリアの警察責任と人権の問題に取り組んでいる46の市民社会組織のネットワーク (n.d.)、ナイジェリア警察改革ネットワーク国家プログラムコーディネーター (NOPRIN : National Program Coordinator of the Network on Police Reform in Nigeria) は、警察が『女性の暴力被害者に対する扱いにおいて偏向と差別的な態度を特徴的に示しており』、それは『女性を貶めて従属させる文化的な信念と観念を特徴とするものである』、また、しばしば『被害者を非難する』と指摘した (NOPRIN、2014年10月11日)。メディアソースは、警察がしばしば家庭内暴力を家族の問題と見なしていると報じた (Nwogugu、2014年、112、バンガード (Vanguard)、2013年6月15日)。メディアソースは、多くの場合家庭内暴力の被害者は、自分で問題を解決するように (プロジェクトアラート、2014年10月16日、LEDAP、2014年10月16日) 又は他の家族の者を巻き込むように (同上) 命じられると伝えた」

「…ナイジェリアの新聞、バンガードのインタビューにおいて、家庭内暴力の被害者に代替的紛争解決策を提供するラゴス・女性の人権クリニック (Women's Human Rights Clinic in Lagos) の関係者である人権活動家は、『ナイジェリア警察は家庭内暴力に関する女性からの申し立てに適正に対応していない』と語った (バンガード 2013 年 6 月 15 日)。メディアソースは、警察が家庭内暴力に介入することを『渋っている』と報じている (LEDAP、2014 年 10 月 16 日、US、2014 年 2 月 27 日、35)」

6.1.6 2014 年 1 月 22 日に発表された Olakunle Michael Folami による学術報告書は、(ラゴス州ビクトリアアイランド (Victoria Island) とオンド (Ondo) 州アクレ (Akure) の) 2 つの女性グループを調査し、家庭内暴力がなぜ警察に過小報告されるのかを判断するためにアンケートの回答 462 件を分析した。以下は報告書からの抜粋である。

・「家庭内暴力の蔓延と通報される事件の乏しさは、ナイジェリアにおける家庭内暴力の脅威を抑制することができる適切な法律を作る上で、当局と政策立案者に正確な人口統計上の事実を与えてくれない。この調査の結果によると、通報されていない家庭内暴力事件は、警察についての女性の認識、そして警察が直面する多くの問題、例えば意欲や人的資源や国民の信頼の不足、非効率性、汚職、不十分な訓練、贈収賄、指導力の問題などと切り離して考えることができないようである」

・「警察の問題に加えて、家庭内暴力の通報による結果は深刻である。女性が家庭内暴力事件を警察に通報すれば、その女性は夫、親族、そしてより大きな地域社会からのけ者 (pariah) にされる。そのような女性にはレッテルが貼られ、汚名が着せられる。家庭内暴力を報告する女性の多くはその経済基盤がしばしば危険に晒されるが、それは、特にナイジェリアの農村地域では、妻の収入源が主として夫と結びついているからである。警察に通報されていない家庭内暴力事件は、この問題がナイジェリアに存続する理由の主要な要因であると言える」

・「ほとんどの家庭内暴力事件が通報されなかった理由を説明するために、その割合をわかりやすく示した表が使用されている。収集されたデータにおいて次の要因が識別された。文化的な抑制 97 件 (21%)、駐在所／警察署までの距離 194 件 (42%)、法律についての認識

不足 61 件 (13.2%)、地域社会の態度 110 件 (23.8%)」

・「2つのコミュニティにおける女性回答者らは、彼女らの教育水準とは無関係に、家庭内暴力事件を警察に通報したがつていることを示唆していた。ビクトリアアイランドとアクレの女性らは、警察の対応の悪さと文化的抑制が通報しない理由であると述べた。ビクトリアアイランドでは、家庭内暴力の被害者は、家長 (9.1%)、地域社会の長 (7.4%)、家族の友人 (32.8%)、隣人 (40.5%)、伝統的な長老 (5.6%) などの他の権威者に報告する方を選んでいる。アクレでは、回答者は家庭内暴力事件を次の権威者に報告している。家長 (16.3%)、地域社会の長 (16.9%)、家族の友人 (30.9%)、隣人 (7.3%)、伝統的な長老 (26.4%)」

6.1.7 報告書には女性の証言も記載されている。

・「『警察に通報するなんて問題外です。私たちの文化はそれを認めません。でも、もしあなたが家長、複数世帯家族の長、家族の友人、地域社会の長、その他の伝統的な権威者に報告すれば、あなたは文化的に保護されます。そうした権威者は常に現実に向き合っていて、決断力があります。それに、警察に報告することは時間の無駄だと思います。あなたのご主人があなたを離縁すれば、警察はあなたを保護することができません。警察には単純に権限がないのです』」

・「『法律はとてもいい加減なもので、女性の利益を守ってはくれないため、警察に通報するようなことはありません。事が女性の保護となると、警察はほとんど動いてくれないのです。妻は夫の意のままになっていれば生きていけます。社会的保護も得られず、経済的な権利も与えられていない多くの女性は、警察に通報すればさらにトラウマを受けることになります。また、家庭内暴力事件を通報した人のための相談制度（ソーシャルワーカー、社会的ケア、パブリックコンプレイント）はまったくありません。さらに、警察の駐在所はこの集落から遠くにあります。私自身なら、誰の牛が角で突かれたかに関係なく、本当に力になってくれる家族の友人に報告する方を選びます』」

・「『夫と私との問題をどうして警察に通報しなければいけないのでしょうか。警察は問題を悪化させます。警察は特に、強制的な性行為で通報された事件についての対応が遅いの

です。警察はそれを家族の問題として矮小化して扱います。私が夫から暴行を受けたら誰かに報告しますが、私の場合はそのような問題を素早く処理してくれる地域の長に報告します… そうしたら、夫が地域のために作業をするように申し渡されて、私に罰金を払った上で、私に暴力を振るうのをやめるように言いつけられたのを覚えています』

・『念のために言っておきますが、ビクトリアアイランドはエリートの街なのです。この街には伝統的な権威者がいません。私の一存で、家族の中のどんなトラブルも、家族の友人、特に「ベストの人」に報告しています。どんな問題も、夫の親類や自分の両親には報告しません。警察が問題の役に立つはずはありませんから、警察には通報しません。警察は時間を浪費し、問題を先延ばしして、賄賂を要求するだけで、法律の味方をすることはほとんどありません』

[目次に戻る](#)

7 女性への州以外の援助

7.1.1 米国国務省のナイジェリアに関する 2014 年国別報告は、次のように伝えている。

「ラゴスに拠点を置く NGO、女性への暴力に対するプロジェクトアラートは、家庭内暴力に関する警察向けの訓練プログラム、女性支援グループ、男性虐待者向けのプログラム、被害者へのカウンセリングを行う信頼に基づいた組織への援助などの、家庭内暴力と戦うためのさまざまなアウトリーチの努力を続けている。さらに、プロジェクトアラートは、家庭内暴力の被害者にカウンセリングと法律扶助を提供するためのシェルター、ソフィアズ・プレイスを運営する。女性の権利前進・保護オルタナティブ（Women's Rights Advancement and Protection Alternative）とナイジェリア女性信託基金（Nigerian Women's Trust Fund）も、女性に対する暴力を削減するキャンペーンにおける指導的発言者として貢献している」

7.1.2 ナイジェリア安定和解プログラム（NSRP : Nigeria Stability and Reconciliation Programme）は、非暴力的に紛争を管理し、ジェンダーに基づいた暴力を報告して、それを防止することを学べるような、10 歳から 24 歳の若者のための物理的な「安全スペース」の設立に取り組むパートナーを支援することにより、女性と少女に対する暴力に対処するために活動していると主張する。彼らは指導力、調停、平和構築イニシアチブへの参加を

促進する技能についても学んでいる。現場では、共同で作業を行う他の組織をリストアップしている。

7.1.3 スペイン国際開発協力庁（Spanish Agency of International Cooperation for Development）の資金提供による 2011 年 10 月の報告書、「ナイジェリアのフェミニズムの歴史、組織、及び課題の分析（Analysis Of The History, Organisations And Challenges Of Feminism In Nigeria）」は、虐待の被害者に援助を提供する運動を含めて、今日の女性運動の詳細を伝えている。

7.1.4 経済協力開発機構の社会制度及びジェンダー指数（OECD SIGI）は、その 2014 年のナイジェリアの国別プロフィールにおいて、「女性の権利団体は、意識の向上に加えて、家庭内暴力や女性に対する他の形の暴力の被害者に支援サービスを提供し、家庭内暴力に対処するための法令の導入を推進する活動を行っている」と伝えている。

[目次に戻る](#)

8 人身売買

8.1.1 USSD の 2014 年人身売買報告、ナイジェリア（Trafficking in Persons report for 2014, Nigeria）は、次のように伝えている。

「ナイジェリアは、強制労働と性を目的とした女性と子どもの人身売買の発生源、経由地、及び行先国である。ナイジェリアの人身売買被害者は、国内の農村からより狭い範囲の都市までの地域から集められる。女性と少女の場合は家事労役や性労働、少年の場合は露天商、家事、採鉱、採石、農業、物乞いにおける強制労働が目的である。一般にアルマジリ（Almajiri）の子どもと呼ばれるコーラン学校の生徒の少年は、カノ、カドゥナ（Kaduna）、ソコトの間をしばしば移動し、物乞いを強制させられる。ナイジェリアの人身売買業者は、ナイジェリア人被害者をコントロールし、売春又は労働の状況に強制的に迫りやるために、ブードゥー教の呪いの脅威を利用している…」

「ナイジェリア政府は、人身売買撲滅のための最低基準を完全には遵守していない。しかし、政府はそのためかなりの努力を払っている。報告期間に、政府は人身売買の調査、

起訴と有罪判決の件数を増やすことによって、また、さまざまな政府省庁の職員に幅広い専門的な反人身売買訓練を施すことによって、人身売買防止法施行の取り組みを目に見えて向上させた。国家人身売買防止・関連問題担当局（NAPTIP : National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons and Other Related Matters）は、被害者保護に向けた公式相談機構を開発し、そのシェルターの能力を向上させ、より多くの被害者にサービスを識別して提供することによって、保護の取り組みを改善した。これらの取り組みにもかかわらず、宣告の際に刑期の代わりに罰金を提案する判事的能力を制限する法案を政府はまだ成立させておらず、NAPTIP から訓練を受けることを除いて、労働省（Ministry of Labor）は報告期間に、労働目的の人身売買に対処するための新しい取り組みに何ら着手しなかった。さらに、外国で認識されたナイジェリア人の人身売買被害者の数が増加しているにもかかわらず、政府はナイジェリア人被害者の帰還と再統合のための公式な手続きをいまだに実施していない。

さらなる情報については以下を参照。

米国国務省、2014 年人身売買報告ーナイジェリア、2014 年 6 月 20 日（297 ページ）

BBC ニュース「ナイジェリアの人身売買の『最優先』、コミッショナーは語る」、2015 年 6 月 17 日

（ナイジェリア）国家人身売買防止局(National Agency for the Protection of Trafficking of Persons)

[目次に戻る](#)

9 移動の自由

9.1.1 米国国務省の 2014 年報告は、憲法と法律が国内移動の自由を定めており、女性を特定分野への雇用から締め出す法律はないと指摘している。

9.1.2 現行の Bradt ナイジェリア旅行ガイド（Bradt Travel Guide for Nigeria）は、「ナイジェリアの女性は国中を単独で旅行しており、バスでの長距離旅行や okada [レンタル用に使用される商業用オートバイ] の後部シートに二人乗りしての短距離移動もする」と記している。

9.1.3 経済協力開発機構（OECD）の社会制度及びジェンダー指数は、プルダ（purdah）をつけた女性について次のように報告している。

「女性の行動の自由は、場合によっては、パスポートを取得したり、国外を旅行したりするのに夫の許可を得ることが義務づけられるという点で制限される。（北部のイスラム教徒コミュニティにおける）プルダをつけた女性は、夫からの許可なしに外出することができず、公の場に出かける時はいつも男性に同伴されなければならない。プルダも、イスラム教徒の女性が公の場では身を覆い隠されなければならないという点で、女性の服装の自由を制限する。このような地域の寡婦は、最も大きな差別に直面している。寡婦は外出することができず、頭髪を剃り上げた状態に保ち、喪服を着なければならない」

国別情報及びガイダンスナイジェリア：保護と国内再移動の行為者を含む基本情報—第

2.8 節 移動の自由も参照。

[目次に戻る](#)